

名城大学行事参加支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高校生等の名城大学への理解を深めるため、オープンキャンパス等の行事への参加交通費に対する名城大学行事参加支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 氷見市内に居住する高校生等 氷見市の住民基本台帳に記録されている者のうち、高等学校又は特別支援学校の高等部に在籍する者をいう。
- (2) 氷見高校生 富山県立氷見高等学校に在籍する者をいう。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象は、氷見市内に居住する高校生等又は氷見高校生のうち、次に掲げる名城大学が実施する行事に参加した者とする。

- (1) オープンキャンパス又はキャンパス見学会
- (2) 会長が補助金の交付の対象として適当と認めた行事

(補助対象経費及び額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、居住地から名古屋駅または名古屋駅最寄りの高速バス乗降車場への往復交通費（鉄道及びバスでの移動に限る。）とする。

2 補助金の額は、その実費に相当する額とする。ただし、補助金の上限は4,000円とし、その交付は同一年度内において1回限りとする。

(交付申請等)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、名城大学行事参加支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、行事参加日から30日以内に申請しなければならない。

- (1) 高等学校等に在籍していることを証する書類の写し
- (2) 氷見市に居住していることを証する書類の写し(第2条第2号に規定する者を除く。)
- (3) 第3条に規定する行事に参加したことを証する画像
- (4) 領収書等の交通費の支出を証する書類の写し
- (5) 振込先口座の通帳の写し
- (6) その他会長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び額の確定)

第6条 会長は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定及び交付すべき補助金の額の確定を行い、名城大学行事参加支援補助金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知

する。

2 会長は、前項に規定する通知の後、当該申請者に対し補助金を交付するものとする。

(決定の取り消し)

第7条 会長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

(1) 本要綱の規定に違反したとき。

(2) 不正又は虚偽の申請により、補助金の交付決定を受けたとき。

(補助金の返還)

第8条 会長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の規定により補助金の返還を求められた場合は、速やかに補助金を返還しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月2日から施行する。

名城大学行事参加支援補助金交付申請書

年 月 日

氷見市・名城大学連携協議会会長 あて

申請者 住 所
氏 名
電 話

名城大学行事参加支援補助金の交付を受けたいので、名城大学行事参加支援補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

フリガナ 補助対象者氏名		生年月日	年 月 日
通学高等学校等 名称		現在の学年	年
メールアドレス	@		
参加行事	行事名称	参加年月日	
交付申請額	円		

○振込先について

振込先	銀行等 (ゆうちょ銀行以外)		銀行・金庫 組合・農協				本店・支店 出張所 本所・支所		
		預金の種類	普通 ・ 当座						
		口座番号							
	ゆうちょ銀行	記号	1				0		
		番号							
	(フリガナ) 口座名義人								

この補助金交付申請で提出いただいた個人情報、本補助金の交付決定及び支払以外の目的で使用する
ことはありません。

様式第 2 号（第 6 条関係）

名城大学行事参加支援補助金交付決定通知書兼額確定通知書

（住所）

（氏名）

年 月 日付けで申請のあった名城大学行事参加支援補助金については、名城大学行事参加支援補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、金 円
を交付し、併せて交付額を金 円に確定する。

令和 年 月 日

氷見市・名城大学連携協議会長 林 正 之